

令和 4 年度事業報告

公益財団法人国際人材育成機構

令和4年度事業報告

はじめに

公益財団法人国際人材育成機構（以下「当機構」という。）は、平成3年12月の設立以来、東南アジア等からの青年を受け入れる外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業の3事業を柱に実施し各派遣国から評価されてきた。

令和4年3月に外国人の新規入国制限が緩和され、外国人技能実習生（以下「実習生」という。）の入国が再開されたことにより、出発を心待ちにしていた多くの待機実習生を迎え入れることができた。「人・企業・国を結び、アジア新時代を共に築く」という基本理念の下、実習生の育った国の文化習慣を十分に理解し、人格を尊重した上で、実習生に寄り添うアテンドを行うとともに、技能実習の適正な実施及び実習生の保護のため、受入企業への技能実習法の周知とその適正な実施に向けた指導を行った。

また、基幹業務システムの再構築を進め、本年6月には新たな人事制度の運用を開始するなど、中期事業計画の達成に向けた取り組みを着実に進めた。

本年度は、これまでの非常に困難な事業環境からの脱却を図りつつ、コンプライアンスを重視した事業の実施に職員一丸となって取り組んできた。

以下、本年度に実施した事業について報告する。

記

1 実習生受入事業及び職業紹介事業

開発途上国の若者の人材育成等のため、インドネシアをはじめとする各派遣国と連携して実習生受入事業を実施した。本年度は、日本国政府の水際対策が緩和されたことに伴い、長期入国待機者を中心に、合計4,845名（インドネシア3,365名、タイ337名、ベトナム606名、バングラデシュ277名、スリランカ129名、フィリピン131名）の実習生を受け入れた。

（1）実習生受入に係る各種申請手続き等の支援

実習生として安全に入国し、適切に技能実習を行うために、PCR 検査等を含む健康状態の把握、必要な外国人技能実習機構への申請手続き、出入国在留管理庁への在留関係諸申請、駐日大使館への在留届等の手続き支援を行った。

(2) 実習生に対する講習の実施

ア 入国前講習

派遣国が実施する入国前講習について、現地駐在員事務所と各派遣国労働省等との連携を強化し、コロナ防疫対策を講じながら入国前講習や長期待機者に対するオンライン補講が実施できるよう支援した。

イ 入国後講習

入国直後の実習生を対象に、当機構のトレーニングセンターと個室隔離が可能なホテルを活用して、日本語、生活一般の知識、入管法・労働関係法令等の実習生の法的保護に必要な情報、安全衛生教育等を対面講習とオンライン講習を併用しながら、1 月間の入国後講習を行った。

また、新規入国の実習生及び在留中の実習生を対象に、実習生を受け入れている企業（以下「受入企業」という。）の要請に応じてアーク溶接やフルハーネスなどの特別教育（学科）を実施した。

(3) 受入企業に対する支援及び指導

ア 受入企業懇談会及び技能実習・生活指導員懇談会（受入企業向け研修）

今年度においても昨年同様、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、各懇談会（研修会）の開催は見送りとしたが、受入企業の実習実施責任者向け研修教材として、当機構ホームページ内の会員企業専用ページに「技能実習の運用について」及び「技能実習生の安全、健康管理、職場環境の改善について」等を掲載し、また、必要に応じて配布するなどの研修会代替案を講じ、技能実習制度の適正な運用及び実習生の労働災害事故撲滅を呼び掛けた。

イ 適正な技能実習環境の整備

当機構では、1 号実習生は勿論のこと、2 号及び3 号実習生が在籍する受入企業についても月 1 回以上の頻度で訪問の上、外国人技能実習機構に認定された技能実習計画に基づいて技能実習が適正に実施されているかを確認し必要な指導を行った。

実習生に対してはできるだけ宿舍等で面談を行うなどしてより実習生が相談しやすい環境を整えるなどした。

なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から訪問を拒む企業については、電話やメール等で実施状況の聞き取りや帳簿の確認を行い、必要に応じた指導を行った。

ウ 監査の実施

3月につき1回以上の頻度で定期監査を実施すると共に、外国人技能実習機構に結果を報告した。また、人権侵害等の実習認定取消しに該当する疑いがある事案が発生したと認められた際には、速やかに臨時監査を実施して企業に改善を求め、さらには再発防止策の構築を指導するなどしてその結果を同機構に報告した。

なお、その監査等の業務が適正に実施されているかの確認を指定外部役員が3月に1回の頻度で実施した。

(4) アテンド知識向上のための職員研修

技能実習制度を適正に監理するため下半期は1月に1回、当機構の職員に向けたアテンド講習及び情報交換会をオンラインで開催し、全国各地で行われた労働災害や指導事案等を共有し、安全衛生管理に係る危機意識の向上とアテンド知識の底上げを図った。

(5) 事業報告書及び実施状況報告書の提出

外国人技能実習機構に事業報告書及び実施状況報告書を提出した。

(6) 実習生への福利厚生

ア 実習生休日の集い

年1回、各地区別に実習生が一堂に集い、交流を深めるとともに、日本の文化に親しむこと、また、安全衛生大会の同時開催により、労災防止、防災の備え、交通事故防止などを教育し、実習生の福利の増進を図るために実習生休日の集いの開催を計画したが、感染予防対策のための行政上の措置が継続していたため実施を取りやめた。

イ 作文コンクール・ポスターコンクール

実習生の日本語能力の向上を図ること等を目的に、「アイム・ジャパン作文コンクール」を実施した。多数の応募を奨励するため、企業訪問指導時に作文指導を行った。223名の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞2名など計10名を表

彰した。

併せて、年 2 回の日本語能力検定試験の案内を実習生に通知し、受験奨励を行った。483 名の実習生が日本語検定に合格（N1 級 2 名、N2 級 45 名）し、合格者には副賞を授与した。

また、労働災害防止の意識づけを目的に、安全衛生標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施した。181 名の応募があり、最優秀賞 1 名、優秀賞 2 名、優良賞 2 名など 15 名を表彰した。

ウ 実習生向け広報誌「みんなのひろば」の発行等

実習生の日本語能力の向上、日本の文化や習慣に関する知識の習得、健康や生活に必要な知識の習得、実習生への必要事項の伝達等を目的とした広報誌「みんなのひろば」を年 5 回（紙媒体 3 回、電子媒体 2 回）発行し、周知事項をホームページ上に掲載した。当機構の実習生以外にも情報を役立ててもらえるよう、電子媒体 2 回については一般公開した。

エ 実習生のメンタルヘルスケア

実習生の相談に迅速に助言指導するため、各派遣国出身者をカウンセラーとして委嘱し、母国語による電話相談を実施した。また、本部に設置しているフリーダイヤル電話により、本部職員により母国語による相談に応じた。

（7）帰国実習生に対する就職支援

帰国実習生の就職促進として、派遣国労働省主催の集団就職面接会やオンラインによる就職面接会開催の支援を行った。また、帰国後の就労状況の定期的な調査を行うと共に、帰国実習生の起業による雇用機会の創出のため、各派遣国で帰国実習生の組織に対して継続的な支援を行った。

なお、帰国後の起業及び就職活動等に資するため、技能実習 3 号期間中に通信教育「チームリーダー育成講座」の受講を奨励し、受講申込み手続きから終了までのサポートを行った。

（8）広報媒体の発行と運用

技能実習制度の理解促進及び当機構の正しい社会認知獲得に向け、各種広報媒体を発行し運用した。

ア 公式サイト

アクセス解析と継続的な情報発信（お知らせ・トピックスの年間投稿数 47・月平均 3.9）に努めた結果、アクセス数が安定的に推移した。

イ 広報誌「With IM（ウィズ・アイム）」

年 3 回・各約 3,500 部発行し、実習生・会員企業・アテンド職員に焦点をあてた企画が内外から一定の評価を得た。

ウ 2023 年カレンダー「技能実習生が作る母国の料理」

昨年と同テーマでカレンダーを作成し会員企業、関係団体等に配布し、一定の評価を得た（実習生からの作品応募は昨年比で約 2 倍となった）。

エ 外国人技能実習制度 30 周年記念誌の作成と配布

実習生の個の尊重を重視しながら当機構の設立 30 周年誌「輝け 未来をつなぐ若者たち」を作成し会員企業他に配布した。

(9) 実習生受入事業に係る職業紹介事業の実施

実習生候補者と受入企業との間の技能実習職業紹介を実習生候補者が賃金、仕事内容等を理解して雇用のミスマッチを生じさせないように適正に実施した。

また、受入企業と実習生候補者とのオンライン面接の機会を設けた。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 調査・研究及び資料の提供

派遣国の社会経済情勢、労働事情を調査収集し、海外投資情報を広報誌「With IM（ウィズ・アイム）」及びホームページ上に掲載し、会員企業、関係機関、関係団体に配布した。

(2) 海外進出に関する相談・情報提供

会員企業等からの派遣国への海外進出の相談等については、最新の派遣国の経済・労働環境の情報提供、派遣国関係政府機関の紹介を行った。

(3) 講演会等の開催

新型コロナウイルスの収束状況をみながら対面でのセミナー開催時期を模索していたが、感染予防には引き続き配慮する必要があったため、会員企業と海外進出を検

討している企業等を対象とした講演会（セミナー）は見送りとした。

（４） 現地訪問団の派遣

現地訪問団の派遣については、我が国と各派遣国の新型コロナウイルスに関する行政上の措置を勘案し、実施を見送った。

３ 開発途上国との青少年親善交流事業

国際的相互理解の促進を図ることを目的に日本と開発途上国の青少年の相互交流を行う人材交流事業は、新型コロナウイルス感染に関する行政上の措置を勘案し、派遣国からの高校生の日本への招聘の実施は見送った。

４ 建設・造船就労者受入事業及び無料職業紹介事業

我が国の建設・造船分野の人材需要に的確に対応するため、令和５年３月末までの時限措置として実施されていた建設・造船就労者受入事業については、本年度は建設就労者５社７名、造船就労者１社１名の受入れを行い、実習生受入れ事業と同様にコンプライアンスを重視して本事業を実施し、令和５年３月をもってすべての就労者が活動期間を終了した。

なお、建設・造船就労希望者と受入企業との間の無料職業紹介事業については、適正監理計画認定に伴う建設特定活動（建設就労）及び造船特定活動（造船就労）の開始期限が２０２１年３月３１日（令和２年度末）をもって終了していることから、本年度の新たな無料職業紹介による雇用関係成立の斡旋はなかった。

５ 特定技能外国人受入事業及び無料職業紹介事業

特定技能制度については、我が国の外国人材活用施策に協力し、会員企業及び技能実習生のニーズに応じるため「登録支援機関」としての必要な支援及び無料職業紹介を行う準備をしてきたが、内閣府より令和５年１月１０日付で変更認定申請を認めない旨の通知が届いたので実施できなかった。